

Q. 役場庁舎の耐震化工事への対応は

A. 改修補強等実施に複数年要するので

さらに詳細な検討が必要

Q. 子どものいじめ防止基本方針策定の際は町民の声を

A. 町民の声を反映させた計画と



青田 良一議員

役場庁舎の耐震化は

質問 建築基準法改正を受け、耐震診断の必要な公共施設を計画的に調査し、耐震強度不足が判明しても財政難から未だ改修工事に着手できない自治体が多数ある中で、いち早く小学校、中学校の耐震補強工事を実施したことを高く評価する。耐震補強工事が必要な施設は役場庁舎、行政区自治会館（7施設）、開拓記念館であるが、役場庁舎は住民生活に深く関わる施設であり、スピード感を持った対応が必須であろうと考えるが町長の考えを聞く。

町長 役場は、住民の生命、財産に深く関係する業務を取り扱っており、数多くのデータや資料が保管されており、天変地異に対応した施設でなければならぬと強く認識している。さらに災害時においては、対策本部が設置され、住民の安全を確保するための司令塔となるなど、地方自治体において極めて重要性の高い施設である。

役場庁舎は、1次、2次の耐震診断により耐震不足が明らかとなったことから、職員によるプロジェクトチームを組織し、耐震化に万全を期すべく検討を指示した。現役場を補強改修する際には仮庁舎を設ける必要があることや、場合によっては建替えも視野に入れた計画となりえることも考えられ、財政負担の詳細な検討も必要であり、現在、山積する諸課題を慎重に検討中である。なお、今年度の公共施設の耐震補強は、開拓記念館を実施し、施設の安全を確保する。

いじめ防止基本方針に町民の声を

質問 教育行政執行方針に新十津川町子どものいじめ防止基本方針を策定するとあるが、基本方針策定の背景を問う。さらに、計画策定スケジュールと住民の声を取り込む用意があるかを問う。

教育長 いじめが原因とされる子どもの自殺事案が社会問題となり、安倍内閣の私的諮問機関である教育再生実行会議のいじめの問題等への提言により、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が法制化された。この法律には、いじめの定義をはじめ、いじめ防止に関する基本的な考え方が示されており、地方自治体においても条例や基本方針として定めることが望ましいとされた。この趣旨を受け北海道議会においても条例として審議中である。国や北海道に倣い、本町でも速やかな対応をすべく、いじめ防止対策の基本方針を策定することとした。

策定にあたっては、保護者、学校、地域の皆様の協力を仰

子どもの命名

ぎたいと思っっている。策定スケジュール等にあつては、教育委員会会議で慎重な審議中であり、できるだけスピード感をもって策定する。

質問 従来は漢字が持つ意味を勘案した命名により親の願いや思いを感じ取れたが、最近では読むことが難しい命名も少なくない傾向をどのように思うか。

町長、教育長 読むのが困難な名前が増えているような気もするが、命名には時代時代に好まれる名前が用いられることもある。いつの時代であっても、子どもへの命名は子供の健やかな成長を願いつつ、ご両親が熟慮した結果であり、そのことを尊重しつつ子どもの成長をサポートするのが行政の使命であると思慮する。